

前橋市公契約基本条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(下請負者との契約) 第19条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、 <u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u> (昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守し、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。	(下請負者との契約) 第19条 事業者等は、建設業法(昭和24年法律第100号)、 <u>下請代金支払遅延等防止法</u> (昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守し、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。